

平成 20 年 (た) 第 1 号
被告人 袴田 巖

申 入 書

令和 6 年 2 月 26 日

静岡地方裁判所 刑事第 1 部
國井 恒志 裁判長 殿

主任弁護士 小 川 秀 世



第 1 申入の趣旨

静岡地方裁判所において、貴職によって法廷警察権の行使として行われている下記行為を速やかに中止するように申し入れる。

記

- 1 裁判公開の原則に基づき国民に与えられている法廷傍聴に対する過剰で不必要な制限
 - ① 裁判の開始前から開始後まで、複数の警備員を法廷内に配置し、傍聴人の方向に向けて着席させた上で、常時傍聴人を監視すること。
 - ② 傍聴人に対して、筆記用具を除く、全ての手荷物（ハンカチやティッシュ等を入れるバッグに至るまで）を強制的に預けさせること。
- 2 本件裁判の傍聴を希望する人々を差別した不適切な通告
傍聴を希望する方々に対して、「傍聴券の交付について 4、傍聴券に当選されなかった方は、周辺施設及びほかの来庁者の安全のため、速やかにご帰宅ください。静岡地方裁判所刑事第 1 部」などという、通告を裁判所内に掲示すること。

以上

第 2 申入の理由

- 1 貴職は、裁判公開の原則に基づき国民に与えられている法廷傍聴に対する過剰で不必要な制限を行っている
いうまでもなく、公開の法廷で行われている裁判は誰でも傍聴が可能とされている。最高裁は、これを、憲法 82 条が裁判を公開することによって、公平公正な裁判がなされることを制度として保障しているが傍聴人の権利として保障するものではないとしている（最大判平 1・3・8 民集 43 卷 2 号 89 頁。法廷メモ事件最高裁大法廷判決）。
しかし、公開の法廷で裁判を受ける権利は憲法 37 条 1 項によって被告人に保障されていることを考え併せると、憲法 82 条の趣旨には司法権という公権力の行使をその淵源である国民が監視・監督することも含まれるから、憲法は憲法 21 条の知る権利の一態様として裁判の傍聴を国民の権利として保障しているというべきである（憲法 21 条が国民主権に由来す

る最も重要な基本的人権であることには全く争いはない。よって、前記法廷メモ事件最高裁判決は、裁判の公開が国民主権に由来する公権力の行使を国民が監視・監督するという視点を欠いており、今や時代遅れと自覚すべきものである)。

- 2 いずれにしても、裁判が公開され一般市民が裁判を傍聴するという事は、我が国の司法に対する国民の信頼を維持する上で、最も重要な制度的保障に他ならない。

だからこそ、裁判所においても、ネット上での広報を含め、パンフレット等様々な手法を用いて、裁判の傍聴が可能であることや、そのルールを積極的に広報し、裁判の傍聴を促しているのである(最高裁パンフレット)。

もちろん、傍聴人の不適切な言動により、公正な裁判が妨げられるようなことがあってはならないことは議論の余地はない。

そのために、最高裁は、裁判傍聴の規則を以下の通り定めている。

裁判所傍聴規則

第一条 裁判長又は一人の裁判官(以下「裁判長」という。)は、法廷における秩序を維持するため必要があると認めるときは、傍聴につき次に掲げる処置をとることができる。

一 傍聴席に相応する数の傍聴券を発行し、その所持者に限り傍聴を許すこと。

二 裁判所職員に傍聴人の被服又は所持品を検査させ、危険物その他法廷において所持するのを相当でないと認料する物の持込みを禁じさせること。

三 前号の処置に従わない者、児童、相当な衣服を着用しない者及び法廷において裁判所又は裁判官の職務の執行を妨げ又は不当の行状をすることを疑うに足りる顕著な事情が認められる者の入廷を禁ずること。

第二条 傍聴人は、入廷又は退廷に際し、裁判長の命令及び裁判長の命を受けた裁判所職員の指示に従わなければならない。

第三条 傍聴人は、法廷において、次に掲げる事項を守らなければならない。

一 静粛を旨とし、けん騒にわたる行為をしないこと。

二 不体裁な行状をしないこと。

三 みだりに自席を離れないこと。

四 裁判長の命ずること及び裁判長の命を受けた裁判所職員の指示することに従うこと。

そして、より具体的に、法廷傍聴のルールとして、最高裁は、HPにおいて、以下のとおり呼びかけている。

- 立ち見はできません。席が空いていることを確認した上で、入廷し、速や

かに着席してください。

- 法廷では携帯電話の電源を切ってください。
- 法廷内に限らず、裁判所の中での写真撮影や録音は一切禁止です。ただし、手でメモをとることは構いません。
- 法廷ではおしゃべりや飲食はしないでください。
- 服装は自由ですが、厳粛な裁判の妨げにならないように、落ち着いた服装が望ましいとされています。なお、法廷では帽子を脱いでいただくようお願いいたします。
- 裁判官が入廷するときには「起立」の合図がありますので、そのときは傍聴人の皆さまも起立をお願いいたします。
- 長い傘は法廷には持ち込めませんので、1階にある傘立てをご利用ください。

そして、静岡地方裁判所でも見られるような、以下の注意書きをHPに載せて、傍聴のルールとしている。

傍聴についての注意	
一	服装を整えること。はちまき、たすきなどは着用しないこと。
二	大きな荷物、危険物その他法廷内で所持するのが相当でない物を携帯しないこと。
三	発言や拍手をし、新聞雑誌を読み、みだりに席を離れるなど法廷傍聴にふさわしくない行為をしないこと。
四	裁判長の許可を受けないで撮影や録音をしないこと。
五	裁判長の命令や裁判長の命を受けた裁判所職員への指示に従うこと。
以上	以上に違反したときは、退廷を命ぜられ又は処罰されることがあります。

以上の様な最高裁の規則ルールは、裁判そのものを生中継する国さえ珍しくない現在、厳しすぎるルールであると評価できるが、それでも、最高裁においては、公平公正な裁判を行う上で必要なルールであると理解されて、そのように運営されてきた。

もちろん、当該ルールには、「筆記用具を除いた全ての所持品を許さない」などという不合理な記載はない。危険物や裁判の妨げとなりうるようなものの携帯を禁止しているのみである。公平公正な裁判を実現するために必要かつ十分な制限である。

- 3 ところが、上記の述べた通り、貴職は、本件においてのみ、傍聴人に対して、腕時計（スマートウォッチ）まで含む一切の所持品の持ち込みを禁

止しており、不必要かつ不合理な制限を課している。しかも、このような制限は、金属探知機などを使用した嚴重な所持品検査に加えて行われているものであり、その必要性は皆無である。先に述べたとおり、国民が裁判を傍聴する権利は国民主権に由来する知る権利で保障されているものであるから、公正な裁判の実現を阻害する現実的な危険が認められない限り、傍聴する権利に含まれる日常的な物品の所持が禁止される謂れはない。

さらに言えば、貴職は、携帯電話の使用の禁止だけではなく、携帯電話やスマートフォン、更には、スマートウォッチの着用さえも禁止しているところ、携帯電話がポケットに入っていることを失念してボディチェックを受けた傍聴人の傍聴券、すなわち傍聴する権利を無条件にはく奪しており、余りにも行き過ぎた対応であって人権侵害に該当する。本来、ボディチェックで公正な裁判を妨げる現実的なおそれのある禁止物が検知されたのであれば（以上の物品所持は「現実的なおそれのある禁止物」に該当するとは思えないが）、それを預けさせて傍聴させれば済むだけである。

いずれにしても、持病を抱え緊急の薬を飲む必要がある者や不意の咳やくシャミに対応するためのハンカチやティッシュの所持さえ認めない規制は、様々な事情を持つ傍聴人がいる中で、余りにも不合理かつ抽象的なおそれに基づく過剰な規制であるから、速やかに改めるように求める。

- 4 ましてや、袴田事件は公安事件ではない。ルールに則って傍聴する方々を、まるで犯罪者のごとく扱い、法廷に複数名の警備員を配置して監視させるなど（しかも時間によって警備員の入れ替えまで行われており、傍聴人を勾留中の被告人と同じであるかのように扱っている）、本来国民の人権を守ることを期待されている裁判官として行ってはならない行為である。

このような監視行為も速やかに中止することを求める。

- 5 本件裁判の傍聴を希望する人々を差別した不適切な通告について

こともあろうに、本件裁判を担当する國井裁判長がこのような通告をしていたという事実を知り、弁護人もショックを受けている。

袴田事件の傍聴を希望する人には、他の人々の安全を脅かす危険人物など存在しない。むしろ、裁判所による公正な裁判の実現を期待し、それを確認したいがゆえに傍聴を希望しているのである。

この裁判の傍聴を希望する方々の多くは、これまでの袴田事件の確定判決に疑問を抱いている方々であり、そのような人々は国家権力たる検察や裁判所に盾突く人物であるから、危険人物と見做すということだろうか。すなわち、國井裁判長は、国家権力の行使を監視する国民を危険人物とみているのだろうか。

このような発想は、弁護人の裁判官に対する信頼だけではなく、裁判官に対する一般市民の信頼を大きく裏切るものであり、ひいては貴職が主宰する裁判所は被告人を敵視しているように見えるし、そう思わざるを得なくなってしまう。このような事態や感情を招く貴職の措置は、間違った対応であることは明らかである。

この点については、撤回するのみでなく、裁判官として、行き過ぎた規

制文言について、率直に誤りを認め、公正な裁判を求め、傍聴を希望して裁判所を訪れ、この通告を見て傷ついた方々に謝罪することが、貴職が主宰する裁判所の信頼を回復することに繋がると考える。

- 6 なお、弁護人は、上記訴訟指揮は、裁判長に与えられた権限を逸脱しているもので、裁判所法第82条の不服申立の対象になるとも考えているものの、まずは、貴職の社会常識的な判断を信頼し、貴職に対して自発的な是正を申し入れるものである。

以 上